

(表面)

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

糸満市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付申請書

糸満市長 殿

申請者

氏名

住所

電話番号

糸満市養育費に関する公正証書等作成費補助金について交付を受けたいので、糸満市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付実施要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

弁護士等活用支援 (上限100,000円) \_\_\_\_\_ 円

公正証書等作成支援 (上限30,000円) \_\_\_\_\_ 円

2 他自治体等での受給歴の有無

過去に同一の児童を対象としてこの補助を受けたこと又は国、他の地方公共団体若しくはこれに準ずる団体及び法テラスからの補助を受けたこと若しくは受けた予定

ある . ない

3 補助対象経費

●弁護士等活用支援

- (1) 公正証書等の原案の作成に係る着手金
- (2) 配偶者等との交渉に係る着手金
- (3) 公証役場への署名押印代行に係る着手金

●公正証書等作成支援

- (1) 公証人手数料令に規定する公証人手数料
- (2) 家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代
- (3) 連絡用の郵便切手代
- (4) 戸籍謄本等添付書類取得手数料

(裏面)

#### 4 添付書類

(※ただし、公簿等によって確認する事ができる場合は添付書類を省略することができる。)

##### ●弁護士活用支援事業

- (1) 当該ひとり親及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（ただし、次に掲げる児童扶養手当証書の写しを提出する場合は省略することができる。）並びに世帯全員の住民票の写し
- (2) ひとり親に係る児童扶養手当証書の写し
- (3) 補助対象経費の領収書（申請者が負担したものに限る。）の写し
- (4) 弁護士等と交わした契約書の写し
- (5) その他補助金の交付決定に関し市長が必要と認めるもの

##### ●公正証書等作成支援

- (1) 当該ひとり親及びその養育している児童の戸籍謄本又は抄本（ただし、次に掲げる児童扶養手当証書の写しを提出する場合は省略することができる。）並びに世帯全員の住民票の写し
- (2) ひとり親に係る児童扶養手当証書の写し
- (3) 補助対象経費の領収書（申請者が負担したものに限る。）の写し
- (4) 養育費の取決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る。）の写し
- (5) その他補助金の交付決定に関し市長が必要と認めるもの

#### 同意欄

私は、糸満市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付要綱に基づいた事務手続きを処理するために限って、住民基本情報及び地方税関係情報について取得することに同意します。なお、本書の複写は無効であることを申し添えます。

フリガナ

署名 \_\_\_\_\_